

人間環境大学学生後援会会則

(名 称)

第1条 本会は、人間環境大学学生後援会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、人間環境大学内に置く。

2 会計及び事務は学生支援課がこれを担う。

(目 的)

第3条 本会は、人間環境大学の理念に基づき、人間環境大学に在学する本学学生の学業及び課外活動を助成し、併せて会員相互の連帯感を強めることを目的とする。

(事 業)

第3条の2 本会は、前条の目的を達成するために次の事業等を行う。

- (1) 学生の学業、課外活動への助成
- (2) 学生の進路指導に必要な助成
- (3) 学生後援会懇談会の開催
- (4) 機関紙の刊行
- (5) 学生の教育、厚生補導等に必要な事業に対する援助
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要と認められた事業

(会員の資格)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学部学生の保護者等
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

(役員等)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 監査 2名以内
- (4) 監査補佐 3名以内
- (5) 常任委員 若干名
- (6) 相談役 1名
- (7) 顧問 若干名

(名誉会長)

第5条の2 本会に、名誉会長を置く。

- 2 名誉会長は、大学長をもってあてる。
- 3 名誉会長は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員を選任)

第6条 役員は、次の方法によって選任する。

- (1) 会長、副会長、監査、監査補佐及び常任委員は、総会において正会員の中から選出する。
- (2) 相談役ならびに顧問は、大学関係者の中から役員会の議を経て会長が委嘱するが、各学部キャンパスの学生支援課長もしくは事務部長が会計担当顧問としてその任にあたる。

(役員任期)

第6条の2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合、後任者は役員会により決定し、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務権限)

第7条 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監査は、本会全体の会務及び会計を監査する。
- 4 監査補佐は、監査を補佐し、各キャンパスの会務及び会計を監査する。
- 5 常任委員は、会員の意見をまとめ、役員会及び総会に報告することができる。
- 6 相談役は、会長の諮問に応じ、役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。
- 7 顧問は、役員会の諮問に応じ、役員会に出席して意見を述べるができる。

(役員会)

第8条 本会に、役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長、監査、監査補佐、常任委員及び相談役をもって構成し、会長が議長となる。
- 3 役員会は、原則として年2回以上開催し、その議事は、出席者の過半数を争って決定する。
- 4 役員会は、次の事項を審議し、本会の運営を担当する。
 - (1) 事業計画案及び、予算並びに決算書の作成
 - (2) 事業計画の実施
 - (3) 施行細則、規程等の制定及び改正
 - (4) 顧問の推薦
 - (5) その他、会務の執行に関する事項
- 5 役員会は、必要に応じて、常任委員を委員長とする特別委員会を置くことができる。特別委員会は、委員長が招集し議長となる。構成員は、会長が委嘱する。

(総会)

第8条の2 本会に、総会を置く。総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、役員会の議を経て随時開催する。
- 3 総会は第4条に定める会員、会長、副会長、監査、監査補佐、常任委員及び相談役をもって構成し、会長が議長となる。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 5 総会は、次の事項を決定する。
 - (1) 会長、副会長、監査、監査補佐、常任委員の選出
 - (2) 会則の改正
 - (3) 事業計画及び予算、決算
 - (4) その他、重要事項

(運営資金)

第9条 本会の運営は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入による。

- 2 入会金及び会費の額、並びにその納入方法は、次のとおりとする。
 - (1) 入会金は、6,000円とする。
 - (2) 会費は、年額12,000円とする。なお、休学の場合においても会費は徴収する。
 - (3) 正会員の入会金及び会費は、毎学年度の始めに納入しなければならない。
 - (4) 同一会計年度内に2人以上の子弟が本学に在籍する後援会会員の入会金は、届出により1名を超える分につき免除する。
 - (5) 会費等の徴収は、大学に委託して行う。

(会計年度)

第10条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の変更)

第11条 会則の変更は、総会における出席会員の3分の2以上の決議によって行う。

附則 この会則は、平成12年4月6日より施行する。

附則 この会則(改正)は、平成20年4月3日より施行する。

附則 この会則(改正)は、平成 22 年 4 月 3 日より施行する。
附則 この会則(改正)は、平成 24 年 4 月 3 日より施行する。
附則 この会則(改正)は、平成 29 年 4 月 3 日より施行する。
附則 この会則(改正)は、令和 5 年 4 月 3 日より施行する。